



----- 亡くなられた方の所有物ついて、相続の手続きが必要です。 -----

預貯金 → 金融機関での手続き  
 不動産 → 法務局への登記申請 など

Q1: 期限はありますか？

A1: 相続の放棄をする場合は、相続開始を知った日から3ヵ月以内に手続きを行う必要があります。相続手続き自体に期限はありませんが、早めの相談をお奨めします。

Q2: 自分で手続きすることはできますか？

A2: 基本的に全ての手続きは相続人が行いますが、書類が難しくよく分からない、忙しくてお任せしたい等、専門家に相談や依頼をすることもできます。

Q3: どんな書類が必要ですか？

A3: 手続きにより異なるので、事前の相談が望ましいです。以下が一例です。

亡くなった方について: 出生から死亡までの戸籍・住民票の除票 → 市民課(1番窓口)または各支所で発行しています。  
 相続人について: 戸籍・住民票・印鑑証明

Q4: 費用は、いくら位かかりますか？

A4: 例) ご自宅の土地建物を所有していて、相続による所有権移転登記を申請するケース

土地の評価額: 2,000万円  
 建物の評価額: 1,000万円 として計算

【財産の価格】 × 【税率】 = 【税額】 ← 登録免許税として法務局へ納付する税額  
 3,000万円 × 4/1,000 = 12万円

この他に専門職への報酬、証明書の取得費等が別途かかります。  
 事務所により金額が異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

Q5: どこへ相談したらいいですか？

A5: 相談会へ参加したい・・・司法書士会では安曇野市役所にて無料相談会を実施しています。

相談・日程・ご予約は市民相談室 Tel71-2496まで。

直接相談したい・・・最寄りの司法書士へお電話ください。(裏面参照)

### 相続手続きを放置すると・・・

- ・子どもや孫の代になった時、相続人が多数となり相続人全員の同意が必要なため、すぐに売却ができない。
  - ・住宅を新築するなど土地を担保に資金を調達しようと思ったが、時間と費用がかかる。
  - ・実家が空き家になり、老朽化による倒壊や周囲への悪影響など、大きな社会問題となってしまう。
  - ・相続人である方が亡くなってしまうと、相続手続きが更に複雑困難になります。
- また相続人がご高齢の場合、認知症等になると相続手続きが進まなくなってしまう可能性があります。

**※ 相続トラブルを防ぐためにも、是非お早めにご相談ください。**

安曇野市役所 収納課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 電話:0263-71-2481 FAX:0263-72-2065

## 安曇野市内の司法書士

氏名	事務所所在地	電話番号
唐澤 鎮江	安曇野市穂高6665番地 1	0263-82-6086
丸山 秀彦	安曇野市穂高4551番地	0263-82-6730
唐澤 武志	安曇野市明科七貴5814番地 6	0263-62-5765
望月 久義	安曇野市穂高3085番地	0263-87-9702
小川原 哲	安曇野市豊科田沢5426番地 5	0263-55-4077
小山 浩正	安曇野市豊科高家4050番地	0263-88-7301
小穴 智美	安曇野市三郷温5658番地	0263-77-4300
高橋 典子	安曇野市豊科田沢6493番地	0263-72-2805
内川 隆	安曇野市豊科南穂高525番地 7	0263-31-0918
平林 正章	安曇野市穂高4551番地	0263-87-0160

※ 長野県司法書士会（電話026-232-7492）のホームページから抜粋